

東日本大震災から5年半の現実：備忘録ないしは切り抜き帳(その38)

[2016年10月20日(木)]

先日(10/15)一週間のおさらいをしたばかりであるが、ゆっくり新聞を読んでいるとそれ以外にも印象に残る記事が多かったので、それらを備忘録に留めておきたい。

○原発の再稼働や廃炉を巡る話題については、次のようないくつかの記事が目についた。まず、10月6日付けの東京新聞には1面トップには「東電支援 国民負担拡大も」「廃炉・事故処理費 上限見えず」「新電力契約者 廃炉費負担に怒り」などの見出しが踊っていた。福島第一原発事故後の後始末が如何に大変かについては充分承知しているつもりではあるが、東電経営陣が長年言い続けてきた「原発は最も安価な電力」との発言だけは許すことができない。原発廃炉費用を国民に押し付けるのであれば「実は、原発は途轍もなく高価な電力でした。嘘をついていて申し訳ありませんでした」と白状してもらわなければならない。同じく第2面には「40年廃炉 骨抜き」との見出しで、原子力規制委員会が美浜3号機を「新規準に適合」と判断した裏には、運転期間満了が迫っていて時間切れ廃炉となるのを避けるために審査を急いだのではないかと指摘している。

○10月9日の東京新聞には『どんどんドングリ 週のはじめに考える』と題する社説が掲げられていた。一見して原発の問題とは関係なさそうであるが、木工工芸集団「オークヴィレッジ」を主宰する稲本正氏はかつて母校の立教大学で核分裂の研究に取り組む実験助手をしていて、ある時、実験の手順をうっかり間違えて「池袋をぶっ飛ばすつもりか」と助教授にひどく怒鳴られた経験から、「原子力は人の手に余る、つまり持続可能じゃない」と悟り、対極の居場所を求めて飛び込んだのが木工の世界だったとのこと。表題の『どんどんドングリ』は“どんぐりの会”という植樹の会を立ち上げた稲本氏が、永六輔氏に依頼してできた応援歌だそうである。

○10月10日の毎日新聞“風知草”には『トモダチ訴訟』と題するコラムが掲載されていた。福島第一原発事故の際に、空母など米艦16隻で駆け付けた米兵による救援活動は『トモダチ作戦』として知られているが、彼らは帰国後に白血病やその他の被ばく症状で苦しんでいると云う。彼らはカリフォルニア州で2012年12月に民事訴訟に訴えていて、当初8人だった原告が今では450人を超えているそうである。被告は東京電力および東芝・日立など日米の原発メーカーで、請求の中身は医療検査や治療のための10億ドルの基金創設である。米国の民事訴訟には“ディスカバリー”という強制的証拠開示精度があり、東電はそれを嫌って日本での裁判を求めていると云う。

○10月18日の東京新聞1面トップの「柏崎刈羽原発 防潮堤 液状化の恐れ」との見出しに驚いた。規制委員会が適合審査の過程で、1~4号機前の防潮堤が地震発生時に液状化する可能性があるかと指摘したとのことであるが、何を今さら、という気がしないでもない。また、東京新聞社説では『国民的不信の代弁だ』と題して、鹿児島県知事選の三反園訓氏に続いて新潟県知事選でも原発慎重派の米山隆一氏が勝利した背景について論評を加えていた。非常に重要な指摘であると思うので以下に全文を引用させて頂きたい。「原発慎重派が勝利した新潟県知事選。地元柏崎刈羽原発再稼働への賛否にとどまらず、3.11後、多くの国民の中に芽生え、膨らみ、臨界に達しつつある感情を代弁した結果ではないのだろうか。『県民の命と暮らしを守れない現状で、再稼働は認められない』当選した米山隆一氏は、繰り返す。泉田裕彦知事が、かたくなといわれながらも貫き通した基本姿勢を継承するということだ。泉田知事は、原発再稼働をただ拒絶してきたわけではない。東京電力福島第一原発事故を、県として独自に検証し、避難計画を審査しない原子力規制委員会にも疑問を投げかけた。世界最大級の東電柏崎刈羽原発を抱える自治体の長として、当たり前のことをしてきただけだ。柏崎刈羽原発の運転開始は1985年。新潟県は福島同様、首都圏に明かりをともし続けてきた。県民には、日本のエネルギーを支える自負もあっただろう。電源立地に伴う交付金は、確かに地域を潤した。しかし、3.11がすべてを変えたのだ。同じ立場の福島で、多くの県民が故郷を追われ、仕事をなくし、後からやって来るかもしれない放射線障害へのおびえを抱いて暮らしている。十分な補償はされず、科学の粋を尽くしても、完全な除染は不可能、原発のむくろの中に流れ込む汚染水ひとつ止められない。不安を感じて当然だ。一方、当の東電は、電気が足りているにもかかわらず、命より暮らしより補償より、自社の収益改善を最優先するかのようになり、柏崎刈羽の再稼働を急ぐ。政府はといえば、廃炉費用や福島の補償費を過去にさかのぼって電力消費者に“つけ回し”することを企てているようだ。規制委は、再稼働に向けて柏崎刈羽を優先審査するという。どこもかしこも、安全は二の次だ。知事選の結果は、県民の不安や不信と言うよりも、怒りに近い感情の表れなのではあるまいか。それはもはや、新潟や、7月の知事選で川内原発にノーを突きつけた鹿児島のような原発立地県だけにとどまらない。地震国日本に暮らす、多くの都道府県民に、そして

「国策」による不祥事のつけ回しにさらされる電力消費者に、共通する思いでもあるだろう。新潟県民は『国民』の代弁をしたのである。」

○憲法論議や昭和史の解釈を話題にした記事もいくつか散見された。天皇の“生前退位”を巡る論議もこれに類する話かも知れない。まず、10月8日の東京新聞にはシリーズで連載されている“いま読む日本国憲法”の特別編として第9条が取り上げられていた。先の大戦(天皇陛下も安倍首相も、この表現を好んで用いているように見受けられるが、もっと適切な表現はないものか)への反省に立つ9条は、一項で戦争放棄、二項で戦力不保持と交戦権の否認を定めている。ところが、政府は自衛隊の活動範囲の拡大や武器使用基準の緩和を繰り返し、9条を逸脱していると批判されてきた。特に安倍政権は、歴代内閣の憲法解釈を変更し、他国を武力で守る集団的自衛権の行使を容認し、それを柱とした安全保障関連法を成立させた。そして今、多数派となった改憲勢力は9条の条文自体の見直しを目指している。武力には武力で対抗するつもりかも知れないが、果たしてそれが本当に賢明な方法だろうか。外交努力による平和維持を本気で希求するのであれば、“戦力不保持と交戦権の否認”は何よりも強力な武器となるように思われるが如何であろうか。そしてもし『憲法9条を保持している日本国民』にノーベル平和賞が与えられるようなことにでもなれば、9条改憲論も吹き飛ぶのではなかろうか。

○10月8日の毎日新聞“オピニオン”欄には、保阪正康氏の『昭和史のかたち』と云う連載企画で『終戦構想なき為政者 幻想の果ての悲劇』と題する論説が掲載されていた。太平洋戦争の開戦から8日後の昭和16年12月16日、衆議院の委員会では「言論出版集会結社等臨時取締法案」の審議が行われていた。東条英機内閣提出のこの法案に対して勝田永吉委員が質問に立つ。「この法案でいう“戦時”とはどういう意味か」と尋ね、東条は「戦争目的をこの法案に書いてあるが、その目的を達成するまでが“戦時中”を意味する」と答えるが、勝田委員は納得しない。「いやそうではなく、法律上で戦争が終わるとはどういうことかを聞いている」と重ねて聞く。東条は「宣戦布告が戦時の始まりであり、平和克復が戦時の終わりである」と答える。東条首相の答弁はあまりにもひどすぎる。中学生並みといってもいいのではないかと云うのが保阪氏の感想で、「実は日本は戦争を始めたはいいが、その終わり方をまったく考えていなかったのである。つまり勝つまで戦うという思考しかない。どれだけ国土が荒廃し、国民が死に追いやられようとも、とにかく勝つまで戦うというのが彼らの戦争論なのだ」と云うことのようにである。

○10月9日の産経新聞主張(社説)では、『改正論の具体化が急務だ』と題して、「核実験や弾道ミサイル発射を重ねる北朝鮮は“新次元の脅威”になっている。日本がどのような対抗措置をとるかを論じるうえで9条をはじめ憲法を考えないわけにはいかない。改正論議の加速は急務である」「民進党は、一見、改正を志向するように思わせながら、実際には改憲か護憲かよく分からない。党内対立を恐れ、方針の集約から逃げ続けるなら憲法を論じる資格はない。自前の案を作れず、どうしても改正に同調するのが嫌なら、共産・社民両党と同じく“護憲政党”を宣言すればよい」と、いかにも産経新聞らしい主張を行っている。

○同じ日の産経新聞で論説委員の山上直子氏は、『歴史メガネをはずしてみたら』と題する論説の冒頭で、滋賀県の石田三成PRサイトから「東軍メガネをかけてるみんな、ほんとの三成みえてるかい?」「東軍メガネをはずしてごらん、ちがった三成みえてくるよ」とのフレーズを引き合いに出している。司馬遼太郎氏によれば「関ヶ原の戦いに登場した数十万の人間の半分がこの事件をさかいに没落し、半分が栄光の座にのぼり、そのあとの半分の手で日本の近世がつけられた」そうで、つまり、東軍メガネとはその勝者によって作られた後世の“景色”をいっており、そこには関ヶ原後の社会の通念、あるいは共通認識しかない、と云うことのように、大変興味深い指摘のように思われる。同様の指摘は原田伊織著『明治維新という過ち～日本を滅ぼした吉田松陰と長州テロリスト～(毎日ワンス、2015)』でも行われていて、幕末から明治初期の歴史は司馬史観という云わば“歴史メガネ”によって相当歪められているのではないかとこの主張であったように記憶している。

○同じ産経新聞“オピニオン”欄には『独立不羈—河合栄治郎とその後の時代(65)』が連載されていた。河合栄治郎は戦時中に出版した自著4冊が「世を乱すもの」として起訴され、公判開始までの貴重な時間を『学生に与う』の執筆にあてるため、昭和15年2月の1か月を箱根に籠ったとのこと。出版が危ぶまれていた『学生に与う』は公判中にもかかわらず奇跡的に発刊され、日本評論社が15年6月に発売を開始すると異常な売れ行きでたちまちベストセラーに躍り出たそうである。新聞記者だった扇谷正造が驚嘆したのは「栄治郎が裁判と戦いながらも平然と研究を続ける思想化の克己心」であって、彼は吉川栄治の“虫りんりん嵐の底に啼きやまず”という句を引いて「戦時中に一人自由主義の声をりんりんと呼び響かせていた」とたたえた、と云うところで終わっている。

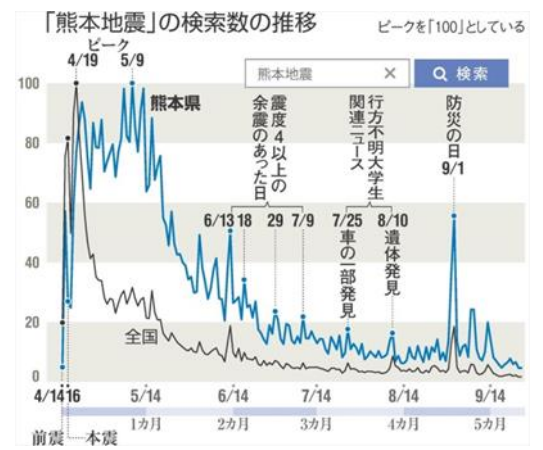
○10月10日の産経新聞は1面トップで『ガラス細工の皇室典範、「生前退位」有識者会議 法改正の作業膨大』

を取り上げ、「現行の皇室典範は天皇の終身在位を前提としており、たとえ一代限りであっても生前退位を認めれば、膨大な法改正が必要になる。皇室典範の歴史的な重みを踏まえた慎重論も少なくなく、作業は難航が予想される」と報じている。紙面にあった[歴代天皇の皇統譜(ここでは省略)]を見ると、「125代続く歴代天皇のうち、譲位した天皇は飛鳥時代の第35代皇極天皇から江戸後期の第119代光格天皇まで64例ある。だが、明治期に皇室典範制定を主導した初代首相の伊藤博文は、草案段階で譲位に関する条文を削除し、天皇の終身在位を確立させた。譲位こそが南北朝に象徴される混乱や内戦を招いたと考えたからだった。先の大戦後はGHQが皇室典範改正を求め、皇室制度は変質を余儀なくされるが、天皇の終身在位や男系維持などの皇室典範の中核部分は維持された」とのことである。要するに、皇室典範で縛られるようになったのは明治天皇以降の4代のみであり、それ以前の長い歴史の中においては、確かに、天皇が直接支配する時代があったのかも知れないが、それこそ前述の“歴史メガネ”と云うフィルターが掛かっているのも本当のことは判らず、多くの場合天皇は実質的な権力者によって政争や内乱に利用される存在だったのではなかろうか。もしそうであるのなら、譲位した天皇が125代のうち64例あることも、女性天皇が散見されることも、別段不思議ではないように思われる。なぜそれほど皇室典範に固執するのであろうか。

○10月9日の産経新聞によれば、横浜市都筑区の傾斜マンション発覚から1年、先月の住民総会で全4棟の建て替え決議が成立したとのことである。記事は「705世帯の半数以上がすでに転居したマンションは閑散とし、約10年かけて築き上げたコミュニティーは崩れた。仮住まい探しが難航している世帯も出始めており、建て替えが終わる4年後までの道のりは険しい」と報じている。確かに“杭データの改竄”やマンションの一部に沈下が発生したことは許し難いことであるが、いくら何でも全棟建て替えによって全居住者が被る迷惑は大きすぎるのではないか。このような決断を下したのが住民側であるとすれば、マンションの建設・販売業者への不信感がよほど強かったと云うことであろうが、もし、技術的に見て全棟建て替えの必要がなかったのであれば、そのことを客観的に(誠意をもって)居住者に伝える仕組みが存在しないことの方が大問題なのではなかろうか。

○10月13日付け朝刊の1面トップは各紙とも『東京大規模停電』であった。前日の午後3時半ごろ、新座市の地下トンネル内の電力ケーブルで漏電火災が発生し、豊島・練馬区のみならず都心部を含む58万余戸が停電するという大事件が発生したとのことである。被害は霞が関の官庁街や鉄道、信号機など広域に及んでいる。僅か1か所のトラブルが首都圏にこのような大打撃を与えうることは戦慄が走るが、事実、事件当初は“テロ”の可能性も否定できなかったようである。首都圏の脆弱性を示す防災上の難問がまた一つ増えてしまった。

○10月15日、ヤフーニュースと朝日新聞社の共同企画で『熊本地震から半年 検索ワードが語るいま』と題する興味深いレポートがネットで配信された。熊本地震から6カ月間の検索ワードの推移から分かることを分析しようとの試みであるが、以下では『「熊本地震」検索 瞬間的な急増の理由 不安な心理、パルスに反応』とのタイトルで、「熊本地震」の検索数が熊本県と全国でどのように推移したのかに注目した朝日新聞の記事を右図と共に引用させて頂く。「熊本地震をめぐるヤフーの検索ワード分析。「熊本地震」と入力して検索した傾向は、地震発生から1カ月ほど経つと、被災地でもおおむねピーク時の半分以下に落ち着いたが、何度か瞬間的に検索数が伸びた日があった。6月中旬、検索数はピーク時の2割程度まで落ち込む日も出始めた。一方で6月13日はふたたび5割を超え、その後は18日、29日、7月9日に前後と比べて検索数が伸びていた。これらを調べると、いずれも熊本県内で震度4の余震が発生した日だった。京都大学防災研究所の矢守克也教授は「災害への関心は、後続の出来事が発したパルス(信号)の影響を受ける。余震の不安の中で過ごしている被災者が、余震の中で情報収集しようとしたのだろう」と分析する。矢守教授によると、こうしたパルスには定期的なものや不規則的なものがあるという。定期的とは災害から1カ月や1年といった節目ごとに報道量などが増えることを指す。一方、不規則的なパルスとは余震や他の大事件などだ。1995年の阪神大震災の際は、2カ月後に地下鉄サリン事件が起きた。「在京メディアはサリン事件の報道一色になり、震災の報道が上塗りされて震災そのものへの関心を押し下げってしまった」。余震などは関心を押し上げるパルスになりうるが、他の大事件は関心を押し下げるパルスになるという。7~8月にかけて、検索数は熊本県でもおおむねピーク時の1割前後、全国ではほとんど検索されなくなっていた。だが7月25日、8月10日に検索数が一時的に伸びた。7月25日は唯一行方不明となっていた大学生の車の一部が見つかったと報道された日で、



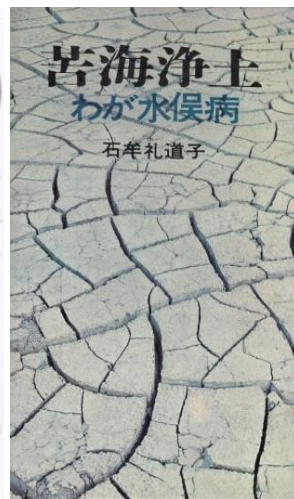
8月10日は大学生の遺体発見が報じられた日だった。熊本地震への関心が、報道に大きく影響を受けたと見られる。6月以降で最も検索数が跳ね上がったのが9月1日だった。前日夜に熊本で震度5弱、当日も震度4の余震が発生した日だ。ただ、同規模の余震が発生した日より検索数の上昇幅が大きい。矢守教授は「9月1日が防災の日で、各メディアが熊本地震に絡めて報道をしたことが影響している」と指摘する。」さらなる分析結果については <http://kumamotojishin.yahoo.co.jp/bousai/> を参照されたい。

[2016年10月22日(土)]

○今朝の朝日新聞天声人語には『水俣病の現在』と題する次のコラムが掲載されていた。「今年は水俣病が公式に確認されて60年の節目の年である。昭和31(1956)年の5月1日にチッソ水俣工場付属病院長だった故・細川一医師が「原因不明の脳症状」を水俣保健所へ届け出したことにちなむ▼その細川医師をモデルにした創作劇「静かな海へMINAMATA」を東京都内で見た(公演は終了)。主人公の医師は手足のしびれや言語障害などの症状に苦しむ患者たちを診て究明に乗り出す。工場廃水を連日与えたネコに同じ症状が現れ、衝撃を受ける▼「ネコの実験を本格化させたい」と申し出るが、チッソ幹部から「わが社の見解に合わない」と拒絶される。真相を明かせないまま60代で引退した▼娘や若い環境学者に説得されて心が揺れる。第2の水俣病を新潟の現地で目の当たりにして、患者側に寄り添う決意をする。戦時中からずっと世話になったチッソへの恩義と、医師としての良心のはざままで苦悩する姿には胸を打たれた▼しかし現実の被害はあまりにも重い。先日の本紙は、典型症状があるのに病の認定や救済策を受けていない人が1500人以上もいると報じた。偏見に対する恐れや情報不足のため救済から取り残されている。現状は全面解決と言うにはほど遠い▼この29日、水俣湾の埋め立て地では犠牲者の慰霊式が開かれる。〈水俣病慰霊式の鐘の音のチッソOBの吾が胸抉る〉中村和博。元社員が詠んだ。60年を超えてなお、この病はあまたの命と暮らしを壊し続け、加害の側をもさいなむ。」実は先週、ゆっくりした時間があったので、石牟礼道子著の『苦海浄土 わが水俣病』を読んでいたところであった。もちろん、本日の天声人語のことは知る由もなく、きっかけは先月のNHKテレビ講座“100分de名著”であった。そこでは石牟礼道子著の『苦海浄土』が主題に取り上げられていたが、講師の若松英輔氏の深い洞察力に引き込まれ、原著をきちんと精読しなくてはと思った次第である。テレビ講座は、熊本大学で水俣病の研究に取り組んだ原田正純氏、東大助手の立場で大学に睨まれながら、水俣病をはじめとする公害病の原因究明と被害者支援活動に取り組み続けた宇井純氏、公害運動の草分け的存在である足尾銅山鉱毒事件の田中正造や内村鑑三など、石牟礼氏が関わったり影響を受けたりした多くの人物も登場して甚だ興味深かったが、今にして思えば、上述の天声人語で取り上げられた、チッソ水俣工場付属病院の細川一医師が会社への恩義と医師としての良心のはざままで苦悩していたことについて全く触れられていなかったのは何故か、逆に天声人語がせっかく水俣病のことを取り上げながら、石牟礼道子氏の『苦海浄土』について一言もコメントしなかったのは何故なのか、些細なことが気になっている。原著『苦海浄土』の中で石牟礼氏は、細川一医師が作成した国と県あての報告書を冷静に引用し、「水俣病の発生およびその進行途次において、医師および学者として、細川氏がその高潔迫力ある人格を貫き、卓越した調査研究を続行せられたことと、附属病院の本家である新日窒水俣工場がみせたあらゆる態度は、そのあまりにも見事な対比は、今となつては、それぞれに古典的な意味さえ持つのである」と評している。もう一つ、最近たまたま書店で見つけた池澤夏樹著『現代世界の十大小説(NHK出版新書,2014)』はさらなる驚きであった。池澤氏は同書のなかの第10章(最終章)を費やし「闇と光の海―石牟礼道子『苦海浄土』」とのタイトルで論評を加えている。その冒頭部分を以下に引用させて頂くと「すべてを取り込み、人間的真実に迫る文学。石牟礼道子の『苦海浄土』は、最初の1篇の発表から全3部(「苦海浄土」



NHK テキスト 100分 de 名著の表紙



原著『苦海浄土 わが水俣病』の表紙



水俣病患者の発生地域(原著から引用)

「神々の村」「天の魚」の完結まで、何年かの中断をはさんで40年以上(1960～2004)にわたって書きつがれた、原稿用紙にして2200枚をこえる作品です。この文字通りの大作を、ぼくは躊躇なく、戦後日本文学第一の傑作であり、また現代世界のなかで普遍的な価値をもつ文学作品と評価します。(途中略) この作品を水俣病についてのノンフィクションととらえる勘違いが、いまでも後を絶たないけれども、これを小説(フィクション)やノンフィクション、あるいはルポルタージュ(現場からの報告)や歴史叙述(ヒストリー)といったジャンルに分けたり、どれかひとつに規定したりすることには、じつはほとんど意味がない。作者は必要に応じてそれらの要素をとり入れ、その上で、全体をはるかな高みへと昇華させているからです。それこそは、言葉の真の意味で「文学」と呼ぶにふさわしい営為でしょう。(以下略)」というように最大級の賛辞を贈っていた。ところで、今なぜ『苦海浄土』か、と云う点であるが、一つには、公害を作り出したチッソも国もなかなかそれを認めようとしなかったこと(1956年5月1日、2歳と5歳の姉妹が手足の硬直や言語障害の症状を示す原因不明の病にかかったとして保健所に届け出があり、公式に記録されたのが公式確認の日とされる。しかし、それ以前の53年頃から水俣湾周辺の漁村で多数のネコの死亡や、原因不明の患者が発生し、「奇病」「伝染病」と恐れられていた。政府が正式見解を発表し、熊本水俣病が公害病と認定されたのは68年)と、さらには、チッソが水俣病患者との間に1959年12月30日に締結した紛争調停案「契約書」において、提示された見舞金(補償金ではない)の低さもさることながら「乙(患者側)は将来水俣病が甲(チッソ)の工場排水に起因する事が決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」と一方的な決めつけ方をしていることである。このように被災者である一般市民を全く無視したような態度を、我々はつい最近もいろいろな場面で目にしているのではなかろうか。例えば、身内の閣僚がどんなに暴言を吐いても、首相や官房長官は勝手に“問題ない”と決めつけて責任をとろうとしないし、原発事故の所為で大勢の被災者が困っていることを知りながら自らの落ち度を認めようとはせず、あろうことか原発再稼働に強引に舵を切ろうとする政府や電力会社の経営陣の態度など、事例を挙げだしたらきりがなくないほどである。(10/24に一部を修正・追記)

[2016年10月27日(木)]

○本日の話題は“大川小津波訴訟”の問題に尽きると思われるので、幾つかの新聞紙面を引用させて頂きながら考えると述べてみたい。まず、東京新聞の1面トップは『津波犠牲 大川小に過失。県・市に14億円賠償命令』と大見出しに続いて次のような記述があった。「東日本大震災時に学校で最大の津波被害を出した宮城県石巻市立大川小を巡り、死亡・行方不明になった児童74人のうち23人の遺族が市と県に計約23億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁は26日、計約14億2600万円の支払いを市と県に命じた。学校側は津波襲来を予見できた上、助かった可能性が高い裏山を避難先に選ばなかった過失があると認定。全国の学校防災の在り方に影響を与えそうだ。大川小は海岸から約4キロ離れ、津波の浸水想定区域の外だったが、高宮健二裁判長は判決理由で「津波到来七分前までに教員らは、標高1.5メートル前後の校庭にとどまっていたら、児童の生命身体に具体的な危険が生じると予見できた」と判断した。学校の前を通った市の広報車が、津波の接近を伝え、高台避難を呼び掛けたのを教員が聞いたことを理由とした。遺族が主張した通り、裏山を避難場所とすることに支障はなかったとも指摘。「被災を回避できる可能性が高かった裏山に避難しなかった結果、津波に巻き込まれた」と、学校側の過失と死亡との因果関係を認めた。標高約7メートルの堤防付近に向け移動したことについては「6～10メートルもの津波が予見される中、避難場所として適していなかった」とした。周囲の津波の高さは約8.7メートルだった。判決によると2011年3月11日午後2時46分に震災の地震が発生。教員は児童を校庭に避難させた。遅くとも午後3時半ごろ、広報車の避難の呼び掛けを教員が把握。同35分ごろまでに、児童は約150メートル離れた堤防付近への移動を始めたが、同37分ごろ、辺り一帯を襲った津波で被災した。」また、同じ1面の『襲来まで51分「山へ」2度訴えたが』と題する記事には次のような記述があった。「あの日、大川小で何が起きたのか。地震発生から津波が襲うまでの51分間を、仙台地裁の判決や市の資料から再現した。午後2時46分、各学年とも帰りの会が終わるところだった。ガタ、ガタと大きな揺れが襲う。児童らは机の下に潜り、必死に耐えた。「怖い」「お母さん」。泣き叫ぶ声が響く。石巻市内の震度は6強。揺れは約三分間続いた。「落ち着いて避難しよう」。揺れが収まって教師が呼び掛け、



被災前の大川小学校(写真は佐藤敏郎氏より提供)



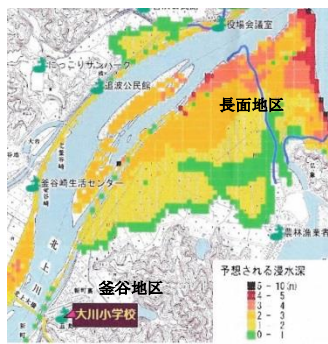
現在の大川小学校(10/27の東京新聞より)

児童らは校庭に並んだ。2時52分、校庭の防災行政無線が大津波警報の発令を伝えた。3時前、校舎内の見回りを終えた教務主任が校庭へ。「山へ行くか」。裏山への避難を提案したが「難しい」という判断になった。校長は不在だった。校庭では地震直後から、集まった保護者へ児童の引き渡しが行われている。「山さ逃げよう」。そんな声は、児童からも親からも上がった。児童は手をつないで「大丈夫」「大丈夫」と励まし合っていた。「松林から津波が抜けてきた。避難を」。市の広報車が大川小の前を通り、拡声器で呼び掛けた。時刻は遅くとも3時30分。「津波が来ますよ。どうしますか」。再び教務主任が裏山への避難を提案したが、教頭らから明確な答えはなかった。教員たちは3時30分から35分ごろ、川沿いの通称・三角地帯(標高約7メートル)を避難場所に決め、避難を開始した。約150メートル先で、標高1～1.5メートルの校庭より5、6メートル高い。移動を始めて間もなく、教頭が叫んだ。「津波が来ている」。津波襲来は3時37分ごろ。波は次々と児童をのみ込んでいった。列の前の方にいた5年の児童は、偶然流れてきた冷蔵庫の中に入り山へ流され、奇跡的に助かった。そこで土に埋まった同級生を見つけ、手で掘って助けた。校庭にいた児童70人余のうち、助かったのはこの児童2人を含む4人。教職員は10人が犠牲となり、「山へ」と訴えた教務主任だけが生き延びた。」以上のような記述によって、ある程度は被災当時の緊迫した様子が想像できるのではないかとと思われるが、如何であろうか。

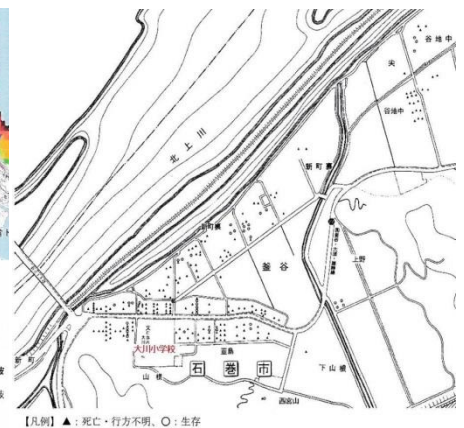
○恐らく全ての新聞に掲載されていると思うが、『大川小津波訴訟 判決要旨』には以下のような記述があった。「津波で犠牲になった宮城県石巻市立大川小の児童の遺族が県と市に賠償を求めた訴訟の26日の仙台地裁判決の要旨は次の通り。【事実経過】大川小の教員らは地震直後、児童を校庭へ避難誘導し、保護者らが迎えに来た児童以外の下校を見合わせた。学校は海岸から約4キロ離れ、県の浸水予測では津波は及ばないとされていた。集まってきた地域住民の対応をしながら、ラジオ放送で情報を収集。午後3時半ごろまでに、従来と格段に規模の異なる大きな津波が三陸沿岸に到来し、大津波警報の対象範囲が拡大されたことを認識した。石巻市の広報車は、遅くとも午後3時半ごろまでに津波が北上川河口付近の松林を越えたことを告げて、高台への避難を拡声機で呼び掛け、学校前の県道を通過。教員らはこれを聞いていた。教員らはこの直後ごろ、大川小から西に約150メートル離れた河口堤防近くの県道と国道の交差点付近に向け、校庭にいた70人余りの児童とともに移動を決め、同35分ごろまでに出発した。大川小には同37分ごろ津波が到来。教職員と児童は歩いている間に津波にのまれ、裏山に逃れた教員1人と児童4人が生き残った以外、全員が死亡した。【注意義務】広報車による避難呼び掛けを聞く前は、学校に津波が到来し、児童に具体的な危険が及ぶ事態を、教員らが予見可能だったということは困難だ。この段階では県内に津波が襲来するという情報しか得ていない。裏山も土砂災害の危険はあった。だが、広報車の呼び掛けを聞いた段階では、程なく津波が襲来すると予見、認識できた。地震は経験したことがない規模で、ラジオで伝えられた予想津波高は6～10メートル。大川小の標高は1～1.5メートルしかなく、教員らは遅くともこの時点で、可能な限り津波を回避できる場所に児童を避難させる注意義務を負った。【結果回避義務】移動先として目指した交差点付近は標高7メートル余りしかなく、津波到達時にさらに避難する場所がない。現実に大津波到来が予期される中、避難場所として不適当だった。一方、裏山は津波から逃れる十分な高さの標高10メートル付近に達するまで、校庭から百数十メートル移動する必要があったが、原告らの実験では、移動は徒歩で2分程度、小走りで1分程度だった。斜面の傾斜が20度を上回る場所は

	遺族側の主張	石巻市、宮城県側の主張	判決
予見可能性	大川小が震災前年に改訂した危機管理マニュアルは、津波の到来を念頭に置いていた。防災無線や市広報車、保護者らからの情報で津波の襲来を認識できた	大川小は市の浸水予想区域外で、過去、この地区まで津波が到達した記録はない。当時得られた情報から想定を超える規模の津波は予測できなかった	遅くとも午後3時30分ごろに市広報車が学校前を通過し「津波が松林を越えた」と高台への避難を呼び掛けた時点で、教職員は大津波の襲来を予見し、認識した
避難当日の震災行動	適切な情報収集や分析をせず、約45分間、児童を校庭に待機させた。津波の襲来直前、(津波が来る方向の)北上川の堤防道路へ向かったのは、教職員の重大な過失だ	裏山は崩壊や倒木の恐れがあった。長年居住する地域住民も多数犠牲になっている。区長を含む住民と協議し、北上川の堤防道路に向かう判断をしたこと自体が過失とは言えない	市広報車の呼び掛けから津波襲来まで7分以上あり、児童を避難させる時間的余裕があった。津波を回避できる可能性がより高い場所に避難すべきなのに、堤防道路へ向かったのは教職員の過失だ
違反の有無	裏山やスクールバスなど被災を回避する手段は十分あり、全児童を津波から救うことができた	津波を予見してから襲来までの間に安全な場所に移動することは極めて困難で、結果は回避できなかった	裏山は小走りで1分程度の距離にあり、児童も学習で登っていた。裏山への避難を選択していれば犠牲を防げた可能性がある

大川小津波訴訟の主な争点



2004年に宮城県が行った津波浸水被害想定図(左図)と大川小学校事故検証報告書(2014)に掲載された大川小周辺地域の津波犠牲者の分布状況(右図)



【凡例】▲：死亡・行方不明、○：生存
印の位置は自宅及び勤務先を示しており、その場所で被災したとは限らない

あるが、児童はシイタケ栽培の学習などで登っていた。避難場所とする支障は認められない。被災が回避できる可能性が高い裏山ではなく、交差点付近に移動しようとした結果、児童らが死亡した。教員らには結果回避義務違反の過失がある。」

○地元紙、河北新報の社説は『大川小訴訟で賠償命令／災害弱者守る責任は重い』と題して、次のように述べている。「言葉の本当の意味で未曾有の犠牲者を出した東日本大震災。被災地は数え切れない悲しみに見舞われたが、中でも84人が死亡・行方不明になった石巻市大川小のケースは深く記憶に刻まれている。そのうちの74人は児童だった。救うことはできなかったのかと、遺族が痛切に思うのはごく自然なことだ。石巻市と宮城県を相手に遺族が23億円の損害賠償を求めた裁判の判決で、仙台地裁は26日、約14億3千万円の支払いを命じた。判決はまず、津波が学校に襲来するかもしれないという「予見可能性」を認めた。さらに避難先として選んだ場所は不適當であり、「結果回避義務違反の過失がある」と判断した。ほぼ遺族側の主張を採り入れた内容になった。裁判で争われたいくつかのポイントについての地裁の判断にはうなずける点が多い。内容を詳しく調べた上でのことになるだろうが、石巻市などは控訴せず、判決を受け入れる方向で検討を進めるべきだ。これ以上、遺族に負担を強いるべきではない。損害賠償責任の追及には、一般的に「過失」が必要になる。具体的には「事故などの結果を予見できたのに、それを避けるための行動を取らなかった」ことを指す。裁判では津波襲来の予見可能性は「あった」とする原告側と、「なかった」という被告側の主張が対立した。地裁は「石巻市の広報車が『津波が長面地区沿岸の松林を越えてきた』ことを告げて、高台避難を呼び掛けていることを聞いた段階」で予見できたはずと認定した。長面は大川小から東へ最短距離で2～3キロの地区であり、間に津波を妨げる高台などはないという。校庭に待機したままでは、子供たちに重大な危険が生じることは予期できたと指摘した。予見可能性は司法の場でも判断が分かれやすい。過去に津波が襲来したか、ハザードマップで浸水区域に入っているかどうかでも判断は可能だろうが、今回の判決の方がより実質的で理解しやすい。広報車が来た時点で既に危険は差し迫り、津波の襲来まで10分もなかった。裏山に登るのが最善だったにもかかわらず、北上川沿いの場所を目指したのは「結果回避義務違反」とみなされた。単なる仮定でなく、実際に裏山に避難して助かった人がいたことは、判決の内容を後押ししただろう。学校側に厳しいようにも映るが、守るべきは子供たちだった。自分の判断で避難するのは困難だし、それは許されなかったわけだから、学校側の責任は格段に重くなる。判決が判断の基礎に据えたのは、子供たちには何の責任も負わせられず、周囲の果たす役割が厳しく問われるということ。子供たちのような災害弱者を守るためには、決して忘れてはならない。

○東京新聞社説は『大川小判決 悲劇を繰り返さぬよう』と題して以下のように述べている。「74人の児童が東日本大震災の津波で犠牲になった宮城県石巻市の大川小学校。避難指示の過失を仙台地裁は認め、遺族らに約14億円の賠償を命じた。悲劇を繰り返さぬ徹底した対策がある。大川小は海岸から約4キロ離れている。大地震が発生して、津波が押し寄せてくるまで、学校側の判断で児童は校庭で待機していた。50分間ほどだった。避難を始めたのは、津波が来るわずか1分ぐらい前で、大勢の児童が犠牲になってしまった。50分という時間を考えると、もし適切な避難指示があれば救われた命だっただろう。避難も津波が来る川の方だった。校舎のすぐ裏には山があり、1,2分でたどり着ける。「山に逃げましょう」と児童が先生に訴えた証言もあったという。教職員は防災無線やラジオなどで、大津波警報や避難指示が出ていることも知っていた。サイレンが鳴り、市の広報車が高台への避難を呼びかけてもいた。それでも学校側は「待機」の指示…。児童は自らの判断で避難することもできなかったのだ。川の堤防の高さは海拔6メートルから7メートル。大川小に来た津波の高さは8.7メートルだったと推定されている。川に向かって避難したのは、結果論としては誤りだった。仙台地裁が「津波は予測できた」「避難指示に過失があった」とし、23人の原告遺族らの言い分を認めたのは当然である。市と県は大川小は浸水予想区域外で津波は予測できず、裏山は崩壊や倒木の恐れがあったなどと反論していたが、それは退けられた。何よりも遺族側の不信が募ったのは悲劇後の市側の対応にも問題があったからだ。不在だった校長が現場に来たのは六日後だし、生き残った教諭らの聞き取りメモも市教委が廃棄していた。児童の証言も「確認できない」という態度だった。不誠実で責任逃れの姿勢だったのではないか。第三者委員会も設けられたが、結局は真相までたどり着けなかった。地震はまた来る。その時に備えた十分なマニュアルは不可欠であるし、常に見直しもある。日ごろの避難訓練も必要だ。大川小の場合は、津波が来た時の避難場所は「高台」となっていたが、高台とはどこかが決めていなかったという。事実なら論外である。今回の判決は、全国の学校防災のあり方につながる。子どもは学校の管理下にある重みをかみしめてほしい。」

○朝日新聞天声人語では『先生たちの責任』と題する以下の記述があった。「遺族たちの掲げた紙が、すべてを物語る。「先生の言うことを聞いていたのに！！」。東日本大震災の日、宮城県石巻市の大川小学校で児

童74人と教職員10人が犠牲になった。学校の裏山に避難させなかったのは先生たちの過失だったと、仙台地裁がきのう認めた▼先生の言うことを聞いたがゆえに、あまりに多くの幼い命が失われた。判決文によると、惨事の直前に「山に逃げて」と教員らに言う保護者がいた。教頭も地元の住民に尋ねていた。「裏の山は崩れるのか」「子どもたちを登らせたいのだが」「無理があるか」▼子どもたちは校庭に避難した後、小高い場所へ誘導されて津波にのまれた。判決が指摘する通り、児童はどう避難するかを「全面的に教員の判断に委ねざるをえない」。山にかけのぼる判断ができていればと悔やむ▼「大川小学校のことが他人事とは思えないのです」。宮城県教職員組合がまとめた体験談集に先生たちの声がある。避難先を迷うことは他の学校でもあった。子どもを救えず、死んだのは自分かもしれなかったと▼亡くなった大川小の先生たちの無念を思う。命を預かり、守るという学校の責任はあまりに重い。先生のできることを、地域のできることを考えたい▼震災時に小学生だった宮城県の高校生が語っている。「昨日『さよなら』を言った友だちは、明日にはもういないかもしれない」（『16歳の語り部』）。子どもの命をどう守り、つないでいくか。悲劇を教訓とできるかが問われている。」

○以上が本日の朝刊から得られた『大川小津波訴訟判決』の概要である。形の上では間違いなく犠牲者遺族にとって勝訴であろうが、だからと云って、地震発生から津波が来襲するまでの51分間に大川小でいったい何が起こったのか(現場に11人の教職員や地域住民が居て、なぜ津波情報の収集や北上川の堤防監視、裏山の状況確認などの避難準備行動が取れなかったのか)が解明された訳ではない。判決で明らかにされたのは、遅くとも市の広報車が学校付近を通った段階で教職員は大津波の襲来を予見できたことと、裏山への避難を選択していれば犠牲を防げた可能性があったことの2点のみであろう。大川小の教職員や周辺地域の住民は、2004年に宮城県が発表した津波浸水被害想定図(前々ページの左図)を信じ込み、大川小まで津波は到達しないとの思い込みがあったこと、そしてその結果として、大川小のみならず周辺地域にも多大な犠牲者を生じていること(前々ページの右図)は、裁判の中でどのように取り扱われたのだろうか。大川小学校では津波が襲来した時に、教職員と児童あわせて119人が滞留していて犠牲者84人を出しているのが死者率70.6%であるが、周辺の釜谷地区でも被災時の滞留人口209人に対して生存者は34人のみと云うことで、死者率は83.7%に達している。東日本大震災の津波被害でこのように甚大な犠牲者をだした地域は他には見当たらないことが、今回の裁判が注目される所以でもあるのではなかろうか。それにしても「教務主任が裏山への避難を提案したことや「裏山への避難路を児童はシイタケ栽培の学習などで登っていた」ことを、実際の避難行動に生かせなかったことは悔やまれて仕方がない。そして最も責められるべきは「何よりも遺族側の不信が募ったのは悲劇後の市側の対応にも問題があったからだ。不在だった校長が現場に来たのは六日後だし、生き残った教諭らの聞き取りメモも市教委が廃棄していた。児童の証言も“確認できない”という態度だった。不誠実で責任逃れの姿勢だったのではないか。第三者委員会も設けられたが、結局は真相までたどり着けなかった。」と云うところではないかと思われる。この大川小の問題については筆者も少なからず現地調査を行ってきたので、本ウェブサイトの次の場所を検索して戴ければ幸いである。

[これまでの研究活動から(<http://sismosocial.web.fc2.com/koremade.html>)]

- ・津波災害と学校—東日本大震災時の津波避難行動から学んだこと—
- ・3.11津波の教訓—地域によって異なる死者率の意味するもの—

[東日本大震災関連のトピックス(<http://sismosocial.web.fc2.com/higashinohon.html>)]

- ・津波被災地に立地する学校が果たすべき役割について考えようとしています(資料編集：2013年7月8日)
- ・石巻市大川小学校の裏山を歩いてきました(資料編集：2013年12月24日)
- ・『津波災害と学校』についてさらに考察してみました(資料編集：2014年1月27日)

[2016年10月28日(金)]

○昨日に引き続き朝日新聞社説に『大川小判決 この悲劇から学ぶもの』と題する論説が掲載されたので、以下に転載させて頂きたい。「子どもの命をあずかる学校の教職員に対し、あらためて責務の重さを指摘し、高い注意義務を課す判決が言い渡された。東日本大震災の津波で亡くなった宮城県石巻市立大川小の児童らの保護者が、市などに賠償をもとめた裁判で、仙台地裁は学校側の過失を認めた。市の広報車が想定を上回る津波の襲来を伝えた時点で、学校の裏山に児童を避難させるべきだった。住民が土砂崩れの恐れがあると言っても重視する必要はなかった。規律ある行動にこだわらず、混乱があっても、児童らをせかせせば被害は避けられた——。判決はそう認定した。教員の判断に身をゆだねるしかない子どもたちのことを思えば、そのとおりだと思う。別の高台に向かった判断は結果として誤りで、教えるも先生も、ともに津波にのまれた。想定にとらわれるな。マニュアル任せにするな。情報収集に万全を。とにかく安全な場所に移って津波から

命を守れ。震災後にかみしめた教訓を、判決を通して再び思いおこす。気になる記載もある。大川小には高齢者をふくむ地元住民も大勢集まっていた。市側は、余震が続くなか裏山の急な道を一緒に登るのは困難で、逃げる先として不適切と考えたと主張した。だが地裁は「住民は自分で避難方法などを決めるべきで、教員は住民に対する責任を負わない。児童の安全を最優先に考えよ」と退けた。緊急時の避難場所になっている学校は多い。判決の考えにたつのであれば、ふだんから自治体、学校、住民がそれぞれの役割や責任について話しあい、地域も参加した訓練を行い、認識を一致させておく営みが欠かせない。さもなければ、いざというときに現場の混乱を助長し、教員に過重・過酷な負担を強いることになる。一連の経緯をふり返って思うのは、市側の対応の不実さだ。遺族への説明はあいまいで二転三転した。かろうじて助かった教員や児童の聞きとりを録音せず、メモも廃棄した。判決で法的責任はないとされたが、不信を深めた。どうやって関係の修復に道を開くか。判決を踏まえ真摯に考える必要がある。3.11後、文部科学省は全国の学校の津波対策を調べ、自然災害をふくむ事故への事前・事後の対応指針をまとめた。大切なのは、これを実践し、経験を共有し、不具合があれば手直しする、そんなとり組みだ。大川小の悲劇から何を学び、「次」の救命につなげるか。一人ひとりが問われている。」

○夕刻のANNニュース(テレビ朝日系)によれば、『14億円の賠償判決“大川小津波訴訟”市が控訴へ』とのタイトルで、以下のような報道があった。「遺族側が勝訴した大川小学校の津波訴訟で、宮城県石巻市が控訴する方針を明かしました。石巻市・亀山紘市長によれば“受け入れられない内容も含んでおりますので、控訴していきたい”とのこと。津波の犠牲になった児童23人の遺族が損害賠償を求めた裁判で26日、仙台地裁は、石巻市などに総額14億円余りの賠償金の支払いを命じていました。石巻市は判決を不服として控訴する方針です。一方、遺族側の弁護士は“判決のわずか2日後に控訴の意向を固めたことは、遺族感情を逆なでする不当な対応だ”とコメントしています。」とのことであるが、控訴するからには仙台地裁が下した判決を不服とする合理的な理由が必要であろう。それと同時に控訴審では“2004年に宮城県が発表した津波浸水被害想定図がなぜ地域住民に大きな誤解を与えることになってしまったのか”との疑問点や“何よりも遺族側の不信が募ったのは悲劇後の市側の対応にも問題があったからだ。不在だった校長が現場に来たのは六日後だし、生き残った教諭らの聞き取りメモも市教委が廃棄していた。児童の証言も“確認できない”という態度だった。不誠実で責任逃れの姿勢だったのではないか。第三者委員会も設けられたが、結局は真相までたどり着けなかった。”との新聞報道によって提示された疑問点に対しても、事実関係を明らかにしてもらう必要がある。さらに、この際マスメディアに期待したいのは、23人の原告遺族以外のご遺族の方々からも、できるだけ生の声を聴きとって戴けないかと云うことである。(10/29に一部を修正・追記)

2016年10月29日 文責：瀬尾和大